

運輸事業の振興の助成に関する法律第三条第一項の事業を定める政令案要綱

- 一 運輸事業の振興の助成に関する法律（平成二十三年法律第百一号。以下「法」という。）の施行に伴い、運輸事業振興助成交付金の額を充てることができる事業を定めること。
- 二 この政令は、法の施行の日から施行するものとする。